

こども（乳幼児等）医療費助成

医療費助成は、中学校3年生まで

子どもが病気にかかったときの医療費が心配。そんなときのために、大竹市では、**中学校3年生までのお子さんが、医療機関に通院・入院したときの医療費の自己負担分**（医療機関の窓口で支払う額）の**一部を助成**しています。

助成を受ける手続きは、広島県内の医療機関であれば簡単。大竹市が発行する「こども医療費受給者証」を健康保険証と一緒に提示するだけです。

受給者証の交付を受けるには・・・

■要件は、大竹市に住民登録のある子ども（出生から満15歳に達した最初の3月31日までの人）

■申請場所は、大竹市役所保健医療課または各支所

■申請に必要なものは、

- お子さんの健康保険証（出生等で手続き中のときは、加入予定の保護者の方の健康保険証）
- 「乳幼児等医療費受給資格認定（更新）申請書」※申請書は市役所または各支所にもあります。
- 個人番号確認書類（通知カードなど）

医療費の助成範囲は・・・

助成開始は、原則**申請をした日から**。ただし、出生・転入から14日以内（出生・転入・申請日含む）の申請の場合は資格取得日から。

助成額は、

$$\boxed{\text{助成額}} = \boxed{\text{自己負担割合に基づく保険適用の対象医療費}} - \boxed{\text{保険給付費
高額療養費
公的給付等}} - \boxed{\text{一部負担金}}$$

です。

（注意）入院時の食事代や200床以上の病院の紹介なし初診料は対象となりません。

付加給付がある場合は、その額を除きます。

「**一部負担金**」は、医療機関ごとに**1日500円（ただし、医科と歯科は別）まで**。調剤は無料。

ひと月当たり、入院の場合は**14日**（最高7,000円）まで、通院の場合は**4日**（最高2,000円）までは保護者の方に負担していただきます。

なお、県外の医療機関で受診された場合、こども医療費受給者証は使用できませんので、その際は、保険診療（自己負担分）に対する医療費をお支払いの上、後日、医療費の支給申請をしてください。

【医療費支給申請（償還払分）に必要なもの】※申請書は市役所または各支所にあります。

- 領収書（保険点数等の記載があるもの）の原本
- 受給者（保護者）名義の預金通帳
- 受給対象者の健康保険証
- こども医療費受給者証